

# 市民対話集会2018

## 「知って得する日本の医療 あなたの疑問にお答えします。」

政策部長 荒木 啓 伸

平成30年1月27日（土）に、札幌市医師会館において札幌市医師会主催の市民対話集会を開催いたしました。市民対話集会は、一般市民の方を対象に、医療制度および医療政策に理解、関心を深めていただく目的で本会政策部の担当で毎年開催しており、今回で14回目を迎えました。

司会は、昨年、一昨年に引き続き、ラジオや司会で活躍されているフリーアナウンサーの野宮範子氏にお願いし、軽快な語り口でわかりやすく進行をしていただきました。また、パネリストは、政策部担当の多米淳、小原裕一郎両理事と政策部長の私が務めさせていただきました。今回は、事前の申し込みが100名余りと少なく、冬場の足下の悪い中心配しておりましたが、当日は95人の熱心な市民の方にご参加いただきました。

今回は、「知って得する日本の医療・あなたの疑問にお答えします」をテーマに、事前に一般市民の方から寄せられた質問をもとにパネルディスカッションを組み立て、その後に会場の参加者からテーマを問わず医療制度に関する質問を受ける形式で進行しました。

まず、事前の質問として寄せられた「日本の医療と諸外国との医療の違い（良い点、悪い点）を教えてください。」「日本の医療制度を維持していくにはどうしたらいいのですか。」「フリーアクセスとはどのようなことですか。」「日本の医療制度は今後も続けられるのですか。」等に対し、小原理事から「国民皆保険制度」をキーワードに説明いたしました。

その中で、日本の国民皆保険制度の特徴として、国民全員を公的医療保険制度で保障し、全国どこでも誰もが必要な医療を受けられる制度であること、フリーアクセスが保証されていること、そして、比較的安価な医療費で高度な医療を受けられること、さらに高額療養費制度について説明を行いました。フリーアクセスができない国としてイギリスの例を挙げ、まず受診できる医療機関は登録医に限られ、専門医を受診するためには登録医からの紹介が必要な上数週間待たされることもあることが説明され会場からは驚きの声が上がりました。また、今後さらなる少子高齢化社会を迎える上で国民皆保険制度を維持するためには国



民全員での創意工夫が必要であるとし、医療者側には患者の病状に応じた適切な医療の提供が必要で、患者側には何でも相談できる「かかりつけ医」を持つことが求められるのではないかとの提言がなされました。

続いて、「新規の抗がん剤は保険が効かないのですか?」「混合診療は禁止されていると聞きましたがどのようなことですか」等の質問に対し、多米理事から「混合診療」をキーワードとして説明を行いました。

まず、保険診療の基本および混合診療の定義を概説した上で、効果と安全性が認められた治療は、原則として保険収載されるべきであり、現在はそのような仕組みになっていること。また、効果と安全性を評価するためには一定の期間が必要であり、その間は「評価療養」として例外的に混合診療が認められることを説明しました。そして、医療格差を生じさせず、医療の安全性・有効性を確保し、保険給付範囲の縮小を防ぐためには、今後とも混合診療の全面解禁には反対していく必要があると訴えました。会場の参加者はパネラーの解説に熱心に耳を傾け、メモをとる姿が見

られました。

その後、会場からテーマを問わず医療制度に関する質問を挙げていただき、「大病院を紹介状なしで受診する際の定額負担」「医療費の自己負担、公費および保険料の割合をどのように考えているのか。」「院外薬局で処方を受ける方が医療費が高くなるのは本当か。」「医療機関の窓口負担についての考えを聞きたい。」等の質問が出され、それらの質問にはパネラーから可能な限り丁寧に回答させていただき、医療と取り巻く現状を理解していただけたと感じております。

最後に私の方から国民皆保険制度、混合診療を中心にまとめを行い、札幌市医師会は今後とも市民が安心して医療を受けられるよう、医療制度の維持発展のための活動を継続することを約束し、市民の皆さんに対しても協力をお願いしました。

今回の一般からの参加者は95名と例年よりも少なめでしたが、会場はたいへん熱心な参加者の熱気であふれ、とても有意義な市民対話集会になったと感じております。この場をお借りしまして、ご参加いただきました皆様にお礼を申し上げます。